

令和 5 (2023) 年度 日本学術振興会 外国人特別研究員諸手続の手引

令和 4 (2022) 年度版からの主な変更点

(※2023 年 1 月 30 日更新)

1. 変更した主な項目

1) 採用後の支給額変更 (欧米短期) 【J13/33, E13/33】

採用期間開始日以降に学位記又は学位取得証明書の提出があった場合、学振への提出日から起算して翌月以降最初の支給分から、支給する滞在費を増額し、362,000 円とすることにした。ただし、既支給分を遡って増額することはない。

2) 出産・育児に係る採用期間の中断 【J28/29, E28/29】

「月初からの」という条件を撤廃し、任意の日程より中断開始を可能とした。(月単位での中断期間は変更無し)

3) 「提出」の定義 【J1/E1】

本手引における「提出」とは、学振が受領したことをもってその事実を認めることとし、研究員及び受入研究者が必要書類などを受入研究機関に提供しただけでは本手引の手続きに定める「提出」とは認められない、とした。

4) 研究報告書における作成項目の分量指定 【J22/E22】

- 旧) ② (受入研究者作成項目) は 3 頁程度、
(外国人特別研究員作成項目) は 3 ~ 10 頁
新) ② (受入研究者作成項目) は 3 頁以内、
(外国人特別研究員作成項目) は 10 頁以内

5) 科研費(特別研究員奨励費)の制限緩和 【J36/E36】

5-1. 年度あたりの上限額を撤廃した。

5-2. 応募翌年度以降の継続課題について、採用期間 2 か月以下の場合も応募可能となった。

6) その他

外国人招へい研究者の手引きと共通部分は文章を可能な限り統一した。

2. 新規に追加した項目

1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保について 【J10/E10】

「I 本事業の趣旨と遵守事項」内に新規に項目を追加した。

3. 削除した項目

1) 戦略プログラムの削除

令和 5 年度より戦略プログラムでの募集を停止することに伴い、手引において戦略プログラムに係る記載を削除した。